

新型コロナウイルス感染予防措置に関する基本情報（4月27日時点）

1 バーレーンにおける新型コロナウイルス対策

（1）現在、公共の場やモール内等ではマスクの着用が義務づけられています（運転中及び運動中のマスク着用の必要はありませんが、ウォーキング中は着用する必要があります）。マスク着用義務違反者には、その場で20BDが科されます。

（2）室内、室外を問わず、ホテル、レストラン、ホール、ラウンジ、イベント会場における集会、イベント、会議、結婚式は禁止されております。

（3）隔離期間中に外出した場合は、3ヶ月以下の懲役及び1,000BD以下の罰金が科されます。

（4）公共の場における集会は5人以下に制限されております。

（5）当国におけるその他の新型コロナウイルス予防措置は以下のとおりです。

- ・ レストラン、カフェ、シーシャカフェは、一つの予約を30人以下に制限する。
- ・ 飲食店は、収容客を定員の50%以下に抑え、テーブル間の距離は2メートル以上保ち、テーブルごとの客は6名以下に抑える。
- ・ 全ての政府機関において、最大70%の従業員が在宅勤務を実施する。
- ・ 屋外での運動は、参加者を30人以下とする。
- ・ 私邸やその他プライベートスペースにおける全ての集会や、社交会はその参加者を30人以下とする。

2 バーレーン国際空港からバーレーンへ入国する場合

（1）バーレーン国際空港では、オンアライバルビザの発給を行っております。日本国旅券を所持している方は、審査上問題が無ければ、バーレーン国際空港にてオンアライバルビザの発給を受けることが可能です。

（2）入国する方（6歳以下は免除）は、PCR検査を受ける必要があります。

（3）バーレーン国際空港到着後、入国審査を終えましたら、PCR検査会場に案内されます。検査会場では、「BeAwareBahrain」アプリ（追跡アプリであるとともに、PCR検査の結果通知を受けるためにも使われる）を携帯電話にインストールするよう指示され、インストール終了後にPCR検査を受ける流れとなっております。（以上の検査手順により、通常よりも入国までに時間がかかりますので、ご注意ください。）。

（4）空港から自宅やホテルまでの移動には、タクシー等の公共交通機関を利

用することが可能です。

(5) バーレーン到着時に実施されたPCR検査が陰性であることが確認されるまで、すべての入国者に対し自己隔離が課されます(自己隔離を実施する旨の誓約書への署名を求められます)。ホテル等の施設にて自己隔離を行う場合は、事前に、利用される施設に自己隔離が可能かどうかをご確認下さい。

(6) バーレーン到着時の検査で陰性と判定された場合は、自己隔離が解除されます。

(7) バーレーンへ入国された方は、到着後5日目、10日目に再検査を受ける必要があります。

(8) 保健省が実施している検査の会場は以下の三カ所です。① Bahrain international Exhibition & Convention Centre、② Bahrain international Circuit、③ Rashid Equestrian and Horse Racing Club (②、③は一時的に開設) ですが、どちらの会場で受験するかは保健省の指示に従って下さい。

(9) 到着時、到着後5日目及び10日目に受ける3回のPCR検査費用合計36BDを到着時に支払う必要があります(現金、クレジットカードでの支払いが可能)。

(10) 4月27日から、インド、パキスタン、バングラデシュの3か国から空路到着する6歳以上の入国者(当該3か国でのトランジット旅客を含む)については、出発48時間前までに実施されたPCR検査のQRコード付き陰性証明書の提出が必要となります。

3 コーズウェー(サウジアラビア)からバーレーンへ入国する場合

(1) 有効な査証又はCPRを所持している邦人は、コーズウェーを通じてサウジアラビアからバーレーンに入国することが可能です。但し、バーレーン入国時には陰性証明を提示するか、コーズウェーの検疫所でPCR検査を受ける必要があります。

コーズウェーでPCR検査を受ける際は、到着時、到着後5日目及び10日目に受ける3回のPCR検査費用合計36BDを到着時に支払う必要があります(現金、クレジットカードでの支払いが可能)。

(2) 陰性証明書を携行される方は、バーレーン到着72時間以内にPCR検査を受け、その結果である陰性証明を入国時に「BeAware」、「Tatamman」、「Sehhaty」、「Alhusen」等の公式携帯アプリケーションにて提示するか、QRコードが記載された同陰性証明書を提示する必要があります。

(3) 現在、コーズウェーでは、オンライバルビザの発給を停止しておりますので、バーレーンの査証又はCPRをお持ちでない方は、e-VISAを事前に取得する必要があります。

4 バーレーンにおけるPCR検査受検可能民間医療機関

病院名	電話番号	検査の費用	結果までの時間	検査可能の日	結果の交付方法	当日発給の可否
American Mission Hospital https://www.amh.org.bh/	1717-7711	30BD	次の日の夕方	要予約 土曜～木曜12-15 金曜日 9-11	BeAwareアプリ又は病院に要相談	65BD 1-4時間
Awali Hospital https://www.instagram.com/awalihospital/	1775-3333	40BD	12時間-24時間	要予約 土曜～木曜7:30～23時 金曜10-11時	BeAwareアプリ又は執務時間中に証明書交付可	不可
Al-Kindi Specialised Hospital https://alkindihospital.com/	1724-0444	30BD	8時間-12時間	要予約 11～19時	BeAwareアプリ又は病院に要相談	50BD 2-4時間
Royal Bahrain Hospital https://www.royalbahrainhospital.com/	8000-1090	25BD	24時間以内	予約不要 8:30～19:30	BeAwareアプリ又は執務時間中に証明書交付可	不可
Ibn Al-Nafees Hospital https://ibnalnafees.com/	1782-8282	25BD	24時間以内	要予約 8～20時	BeAwareアプリ又は執務時間中に証明書交付可	48BD 3-5時間
Middle East Hospital http://www.mehospital.com/careers.html	1736-2233	25BD	15時間	要予約 9-17時	BeAwareアプリ又は病院に要相談	45BD 4時間以内
Bahrain Specialist Hospital https://www.bahrainspecialisthospital.com/	1781-2222	35BD	48時間以内	要予約 土曜～水曜8:30-16:30 木曜8:30～14:30	BeAwareアプリ又は執務時間中に証明書交付可	55BD 12時間以内
Dr. Tariq Hospital https://www.dermoplast.com.bh/	1782-2822	40BD	18時間-48時間	要予約 土曜～木曜8～12時	BeAwareアプリ又は執務時間中に証明書交付可	不可
Noor Specialist Hospital https://noorspecialisthospital.com/	1726-0026	30BD (金曜は40BD)	8時間-12時間	要予約 9:30～14:45 17:00～18:45	BeAwareアプリ又は執務時間中に証明書交付可	50BD 2-4時間
King Abdulla Medical City http://www.umc.bh/en/	7731-0000	35BD	24時間以内	要予約 土曜～木曜8～16時	BeAwareアプリ又は執務時間中に証明書交付可	不可
Al-Salam Specialist Hospital https://www.alsalam.care/	1310-1010	30BD	24時間以内	要予約 8～22時	BeAwareアプリ又は執務時間中に証明書交付可	70BD 1時間半

※1 金額等は頻繁に変更されますので、念のため受験前に直接病院へご確認ください。

※2 Bahrain Specialist Hospitalでは、厚生労働省所定様式での陰性証明書の発行が可能であることが確認出来ております。

5 バーレーンから日本へ入国する場合

(1) 海外から日本へ入国するすべての方は、国籍を問わず、検疫所へ「出国前72時間以内の検査証明書」の提出が必要です。「出国前72時間以内の検査証明書」が提出できない場合、航空機への搭乗を拒否されますのでご注意ください。

・水際対策強化に係る新たな措置

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000759.html

(2) 検査証明の様式については、出国前72時間(検体採取から搭乗予定航空便の出発時刻までの時間)以内に検査を受けて取得した、所定のフォーマット

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

)を使用してください。また、所定のフォーマットによる検査証明発行に対応する医療機関がない場合には、任意のフォーマットの提出も可能ですが、下記の情報を記載するようにしてください。所定のフォーマットでない場合は、航空機に搭乗できない或いは出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

- ① 人定事項(氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別)
- ② COVID-19の検査証明内容(検査手法(所定のフォーマットに記載されている採取検体、検査法に限る)、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日)
- ③ 医療機関等の情報(医療機関名(又は医師名)、医療機関住所、医療機関印影(又は医師の署名))
- ④ ①~③の全項目が英語で記載されたものに限る

(3) 入国する全ての方に、新型コロナウイルス感染症の検疫手続きとして滞在歴や健康状態を記入した「質問票」を検疫官に提出していただいております。日本への到着前に、自宅や出発地の空港、航空機内などで「質問票 Web」により質問項目を入力し、QRコードを作成して、画面を保存または印刷いただくことで、スムーズな検疫手続きが行えます。

詳しくは以下をご確認下さい。

<https://www.us.emb->

[japan.go.jp/j/announcement/mhlw_QuestionnaireWebsite_JPN.PDF](https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement/mhlw_QuestionnaireWebsite_JPN.PDF)

(4) 厚生労働省が指定する接触確認アプリ(COCOA)、ビデオ通話アプリのインストールが必要になりますので、所持している端末に導入可能か事前にご確認いただくとともに、入国時にスマートフォンを携帯していただくようお願いいたします。検疫手続きの際に、必要なアプリを利用できるスマートフォンの所持を確認できない方は、入国前に、空港内でスマートフォンをレンタルしていただ

くよう、お願いすることになります。

※入国に際して必要なアプリ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

※レンタルにかかる費用は入国する方の自己負担となります。クレジットカードをご用意いただく必要があります。

(5) 入国に際して誓約書のご提出を頂いております。詳細は以下リンクをご確認下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

(6) 入国の際には、検査が実施され、検査結果が出るまで、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で、待機する必要があります。また、空港から自宅等への移動には公共交通機関を利用しないよう求められていますが、一部交通機関（鉄道）が便宜を図っているケースもあります

([20201225_160105972269.pdf \(keisei.co.jp\)](#))。なお、検疫における検査の結果が陰性でも、入国の翌日から起算して14日間は、自宅や自身で確保した宿泊施設等で不要不急の外出を避け、待機することが要請されるとともに、保健所等による健康確認の対象となります。

(7) 厚生労働省において全ての入国者を対象とする「入国者健康確認センター」を設置し、当該センターにおいて入国者に対し、入国後14日間の待機期間中、健康フォローアップを実施します。具体的には、位置情報の確認（原則毎日）、ビデオ通話による状況確認（原則毎日）及び3日以上連絡が取れない場合等の見回りを実施します。

(8) 検疫の適切な実施を確保するため、変異株流行国・地域からの航空便を始め、日本に到着する航空機の搭乗者数を抑制し、入国者数を管理します。

(9) 当地を出発し、UAE経由で日本に入国する場合

現在、UAEから日本に帰国する方には、入国後3日間、検疫所長が指定する施設での待機をしていただいております。

ア UAEに入国して、トランジットホテル等に宿泊するなど、滞在時間にかかわらず、UAEに入国する場合は、日本に入国後3日間、検疫所長が指定する施設での待機が必要です。

イ UAEに入国することなく空港制限区域内を移動して日本に向かう場合は、上記措置の対象にはなりません。

・水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19_qa_kanrenkiyou_00001.html

6 当館からのお願い

万が一新型コロナウイルスに感染した場合には、当館までご連絡ください。

【参考】

○バーレーン保健省

<https://www.moh.gov.bh/COVID19>

○BHnews（インスタグラム）

<https://www.instagram.com/bhnews.eng/>

○外務省（海外安全HP）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省

・新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/dengue_forever_qa_00001.html

・感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

【問い合わせ先】

在バーレーン日本国大使館 領事部

メールアドレス：nippon@bh.mofa.go.jp

電話：1771-6565

緊急連絡先：3945-5427